

○関西国際空港保税手荷物一時預かり利用約款

(令和8年6月11日制定)

(適用)

第1条 この約款(以下「本約款」という)は、関西エアポート株式会社(以下「会社」という)が運営・管理する、関西国際空港旅客ターミナルビル1及び2に所在する保税蔵置場(以下「保税蔵置場」という)における、業務通関輸入手荷物、業務通関輸出手荷物、輸入通関保留、積戻しならびに航空会社手荷物(以下「手荷物」という)の一時預かりに係る搬入、保管、搬出その他手荷物の取扱いに必要な業務及びこれらに付帯する業務で、会社が別に定める「輸入保税手荷物取扱い料率表」、「輸出保税手荷物取扱い料率表」ならびに「航空会社ボンド保管料率表」に基づき、次条に定める寄託者の依頼を受けて実施する業務(以下「本業務」という)に適用する。

(定義)

第2条 本約款にいう寄託者とは、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 関連書類(次項で定義)の寄託者氏名欄、又は申込者欄に記載された者
- (2) 関連書類のPAX氏名欄に記載され、ハンドキャリーとして航空機に搭乗し、手荷物を運送してきた者又は運送する者
- (3) 関連書類の引取り者欄に記載された者
- (4) 関連書類の通関業者欄に記載された者をいい、申込者、PAX又は引取り者から委託を受けた通関業者
- (5) 航空運送事業者又はその業務を受託する事業者

2 本約款にいう関連書類とは、次の各号に該当する書類をいう。

- (1) 寄託申込書
- (2) 寄託契約書原本
- (3) 保税台帳
- (4) 搬出入届
- (5) 受託表
- (6) 委任状
- (7) 誓約書

(約款の公示及び寄託者の同意)

第3条 会社は、本約款を保税蔵置場に備え置き、また会社のホームページで公開することにより寄託者が閲覧可能な状態とし、寄託者は本約款に同意したものとする。

(業務の委託)

第4条 会社は本業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

(法令の遵守)

第5条 会社は、本業務を実施するにあたり、関税法その他の法令で定められた適切な処理を行うものとし、寄託者がこれらの定めに矛盾・抵触する依頼をした場合は、これを拒否することができる。

(保税蔵置場への立ち入り)

第6条 保税蔵置場への立ち入りを希望する寄託者は、立ち入りの目的を明示した上で、会社の許可を得なくてはならない。

2 前項の定めによって保税蔵置場へ立ち入る寄託者は、明示した立ち入りの目的以外は一切の行為をしてはならない。

3 寄託者は、会社の事前の許可なくして保税蔵置場へ立ち入ったことにより、司法当局又は行政当局の処分等を受けた場合であっても、会社に対して一切の異議を申し立てることはできず、また、損害の賠償を請求することはできない。

(秘密保持)

第7条 会社は、本業務に関連して知った寄託者の手荷物に関する情報(以下「秘密情報」という)の秘密を保持し、寄託者の承諾を得ることなく第三者に開示、提供又は漏洩せず、かつ、本業務を実施する目的以外の目的で利用しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとする。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責任によらず公知となったもの
- (2) 開示の時点で既に相手方当事者が保有しているもの
- (3) 正当な権利を有する第三者から適法に入手したもの
- (4) 開示された情報によらず、独自で開発したもの
- (5) 司法当局又は行政当局等により開示を求められたもの

2 前項の定めにかかわらず、会社が本業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、会社は、当該第三者に対して、本業務を履行するために必要な限度で、寄託者より受領した秘密情報を提供することができる。

(個人情報)

第8条 会社は、個人情報保護方針に従って寄託者の個人情報を取り扱うものとし、寄託者は、会社の個人情報保護方針に従って自己の個人情報が取り扱われることに同意するものとする。

(文書による意思表示)

第9条 会社は、寄託者に対し、会社に対する意思表示を書面によって行うことを求めるこ

とができる。会社が書面によることを求めた場合には、意思表示にかかわる書面が会社に到達したときに、当該意思表示がなされたものとする。

(反社会的勢力の排除)

第10条 寄託者及び会社は、その役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。)又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。

- (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 寄託者及び会社は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約し、これを保証するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 寄託者が第1項又は第2項に違反したと認められるときは、会社は何らの催告を要することなく、寄託契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

4 前項に基づき会社が契約を解除した場合において、寄託者に損害が生じたとしても、会社は一切の責任を負わないものとする。

5 寄託者が第1項又は第2項に違反したことにより会社に損害が生じた場合、寄託者は当該損害を賠償する責任を負うものとする。

(業務受託の条件)

第11条 会社は、保税蔵置場への搬入時において、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、本業務の受託を拒否することができる。

- (1) 寄託者を特定することができないとき
- (2) 関連書類が提出されないとき
- (3) 当該手荷物が関連書類への記載内容と異なる手荷物であるとき
- (4) 下記①~⑩に該当する場合
 - ① 法律で所持、携帯を禁じられているもの
 - ② 死体
 - ③ 揮発性又は爆発物等の危険品
 - ④ 鉄砲、刀剣類及び犯罪に供される恐れのあるもの
 - ⑤ 臭気を発するもの、腐敗変質しやすいもの
 - ⑥ 不潔なもの及び保管場所を汚損・棄損する恐れのあるもの
 - ⑦ 保管に適する場所、又は設備が保税蔵置場でないもの
 - ⑧ 変質又は損傷しやすい手荷物、又は荷造りが不完全な手荷物で保管に適しないと会社が判断したとき
 - ⑨ 保管に関し特別な負担を求められたとき
 - ⑩ 天災その他やむを得ない事由があるとき

(手荷物の受取に関する権限委任)

第12条 寄託者は、手荷物の受取に関する権限を、会社所定の委任状を提出することにより代理人に委任することができる。

2 代理人による手荷物の受取に関する不正行為又は過失により寄託者に損害が生じた場合、会社は一切の責任を負わないものとする。

3 本約款において寄託者に適用される全ての内容は、手荷物の受取に関する権限を委任された代理人にも適用されるものとする。

(保管の方法)

第13条 会社は、手荷物を搬入時の荷姿のままの状態、会社が定める方法により保管するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、手荷物につき税関検査、内容点検、改装、仕分けその他の手入れ又は一時持ち出しを行った場合には、当該行為を行った荷姿のまま保管するものとする。

(長期蔵置手荷物の取扱い)

第14条 寄託者が保税蔵置場へ手荷物を搬入した日より3ヵ月を超えて保管する場合、税関長の承認を受ける必要があるため、寄託者は事前にその理由等を会社へ通知するものとする。

(保管不適切手荷物の処置)

第15条 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄託者に対して、適切な処置（保税蔵置場からの引取りを含むが、これに限らない）をするように催告することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく、会社の催告に応じなければならない。

- (1) 荷崩れを起こしたとき、異臭がするとき、その他手荷物が保管に適しなくなったとき
- (2) 手荷物を保管するために、会社が特別な負担を負うこととなるとき
- (3) 手荷物を保管することが、法令又は公序良俗に違反することとなるとき
- (4) 手荷物が保税蔵置場又は他の手荷物に損害を与えるおそれがあるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由があるとき

2 寄託者が、会社の催告に応じない場合、又は催告することができないやむを得ない事由がある場合には、会社は、寄託者の費用負担において、必要な処置をとることができる。催告することなく当該処置をした場合には、会社は、当該処置後速やかに寄託者にその旨を通知することとする。

（手荷物の検査・点検）

第16条 会社は、会社が必要と認めたときは、寄託者の承諾の有無にかかわらず、関係諸機関の許可を得て、保管している手荷物の全部又は一部について、その内容を検査又は点検することができる。

（引取りがされない手荷物の処分）

第17条 寄託者が手荷物の引取りを拒否した場合、又は引取りがされない場合、会社は、3ヵ月間の手荷物保管期間経過後、寄託者の同意なしに手荷物を滅却処分することができる。この場合、会社は、手荷物の処分に要する費用と処分日までの保管料を寄託者に請求することができる。

2 会社は、前項に基づく手荷物の処分により寄託者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（責任の範囲）

第18条 会社が受託した手荷物に関する責任は、手荷物と関連書類の照合を実施し、破損の有無等の確認が完了したときから、寄託者に手荷物を引渡したときまでとする。

2 手荷物が寄託者へ引渡されたときの手荷物の荷姿に、損傷、荷崩れその他の不備がない場合には、会社は、当該手荷物の内容の品質、状態、数量等が、関連書類に記載されたものと異なっていたとしても、当該相違について一切の責任を負わないものとする。

3 手荷物の引渡しの際、寄託者が手荷物の滅失等について留保せずに手荷物を受取った場合は、当該手荷物の滅失等に対する会社の責任は消滅するものとする。

4 会社は、手荷物の引渡し後に発生した破損等について一切の責任を負わないものとする。

(賠償責任)

第19条 会社は、本業務の履行により、又はその不履行により寄託者に損害を与えたときはその損害額を賠償するものとする。ただし、それが、会社の責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではない。損害賠償額は3,000万円を限度として、関連書類において寄託者が申告した品物の価格を限度額とする。なお、価格申告がない手荷物に関しては、国際航空運送に関するモントリオール条約に基づく賠償額を限度額とする。また、損害により寄託者が支払うことを要しなくなった諸費用がある場合にはこれを損害賠償額から控除するものとする。

2 前項に定める寄託者の損害の発生が、寄託者の故意又は過失に起因するものであった場合には、会社は、過失相殺後の損害額について賠償することができるものとする。

(手荷物に対する権利の取得)

第20条 会社が手荷物の価格の全額に相当する金額を賠償したときは、会社は当該手荷物に関する一切の権利を取得する。

(免責事項)

第21条 会社は、次の各号のいずれかに該当する事由により生じた損害(手荷物の滅失等又は延着による損害を含むがこれに限らない)については、賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 手荷物の荷造りの不完全又は手荷物の性質又は欠陥
- (2) 第16条に基づく保管手荷物の検査又は点検
- (3) 地震、津波、高潮、洪水、暴風雨等の天変地異、戦争、事変、暴動、労働争議、徴発、防疫その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為
- (4) 会社が法令、官公署の規則、命令又は指示に従ったこと
- (5) 手荷物の記号、番号、品名、数量等、関連書類の内容の誤り、不正確又は不備
- (6) 司法権等の発動により関係官公署から手荷物を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- (7) 関連書類の紛失、盗用による場合
- (8) その他会社の責めに帰さない場合

(寄託者の賠償責任)

第22条 寄託者の行為又は寄託者から保管を引き受けた手荷物の性質又は欠陥等によって会社が直接又は間接に損害を被った場合には、不可抗力の場合を除き、寄託者は、これによって会社が被った一切の損害(特別損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、逸失利益等を含むが、これらに限られない)を賠償するものとする。

(料金及び費用の支払い)

第23条 寄託者は、会社が別に定めて公表する「輸入保税手荷物取扱い料率表」、「輸出保税手荷物取扱い料率表」又は「航空会社ボンド保管料率表」に基づき算出した金額及び本業務に関連して会社に発生した費用を支払うものとする。

2 料金の支払い方法は現金払い、又は掛け払いとする。現金払いの場合、会社が指定する支払い時点(手荷物の預入時又は引取時)に料金を現金で支払い、掛け払いの場合、会社から発行される請求書に基づき、所定の期日までに料金を支払うものとする。なお、掛け払いにおける振込手数料は寄託者の負担とする。

3 寄託者が前項に定める現金払いを選択する場合、会社が指定する支払時点が手荷物の預入時であり、寄託者が料金および費用を支払わないときは、会社は手荷物の預入を拒否することができる。また、会社が指定する支払時点が手荷物の引取時であり、寄託者が料金および費用を支払わないときは、会社は手荷物の引渡しを拒否することができる。この場合、会社は、手荷物の引渡しを拒否したことにより寄託者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

4 寄託者が2項に定める掛け払いを選択する場合、寄託者は会社が別に定めて公表する調査登録票を事前に会社に提出し、会社の承認を得なければならない。

(料金請求権)

第24条 会社は、手荷物の全部又は一部が、天災その他やむを得ない事由又は会社の責に帰すべき事由により滅失等した場合は、当該手荷物に関する本業務の料金及び費用のうち、滅失した手荷物に相当する部分について請求しないものとする。

2 会社は、手荷物の全部又は一部がその性質又は欠陥又は寄託者の責に帰すべき事由により滅失したときは、当該手荷物に関する本業務の料金及び費用の全部を請求することができる。

(紛争解決)

第25条 本約款に関して紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本約款は、令和8年6月11日より適用する。